

臨時福祉給付金について

平成 26 年 7 月 16 日（水）から申請書の受付を開始した臨時福祉給付金は、1 月 16 日（金）をもって受付を終了しましたので、結果等を報告します。

1 申請等の状況

発送件数と対象者数については、申請書の発送後に課税者となった方の分や郵便返戻分を除くなどを行い、精査した結果にて報告します。

(1) 受付（受付終了時点）

発送件数	約 40.6 万件
受付件数	約 32.2 万件
受付率	79.3%（対発送件数）

(2) 支給（2 月 2 日（月）時点）

対象者数	約 51.2 万人
支給決定人数	約 38.1 万人（ほぼ確定）
支給率	74.5%（対対象者数）
支給額	約 49 億円

2 取組状況

(1) コールセンター

開設期間：平成 26 年 5 月 8 日（木）から平成 27 年 2 月 28 日（土）まで
お問合せ件数：約 10.4 万件（2 月 2 日現在）

(2) 区役所相談窓口

開設期間：平成 26 年 7 月 16 日（水）から 11 月 28 日（金）まで（※）
相談窓口来庁件数：約 4.2 万件（窓口終了時点）

※開設期間は、当初 10 月 15 日（水）までとしていたものを、再勧奨による相談件数が増えることなどを考慮し、平成 26 年 11 月 28 日（金）まで延長しました。

(3) 広報・勧奨

- ア 勧奨（平成 26 年 7 月 15 日（火））、再勧奨（平成 26 年 9 月 22 日（月））
- イ 専用ホームページの開設
- ウ 交通広告、区役所及び公共施設等におけるポスター掲示やチラシ配布
- エ テレビ・ラジオを利用した広報（7 月、8 月、9 月）
- オ 「広報よこはま」平成 26 年 6・7・12 月号への記事掲載
- カ 交通機関等の媒体を利用した動画による広報（平成 26 年 12 月に追加実施）

3 平成 27 年度臨時福祉給付金の概要（予定）

平成 27 年 1 月 14 日の閣議決定された国の予算案に、平成 27 年度についても、引き続き、国の全額補助事業として、臨時福祉給付金を給付するための予算が計上されています。

(1) 対象者

平成 27 年度市民税が課税されていない方（課税者の被扶養者等を除きます。）

(2) 給付額

1 人につき 6,000 円（※）

※消費税率 8% 引き上げに伴う、食料品支出額の増加分についての平成 27 年 10 月から 1 年分

【参考】本市予算案計上額

臨時福祉給付金給付事業：40 億 581 万円

- ・給付金のための額：30 億 9,000 万円（6,000 円×51.5 万人（推計））
- ・事業実施のための額：9 億 1,581 万円